別記様式１２

運搬車両一覧

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|   | 車体の形状 | 自動車登録番号又は車両番号 | 最大積載量（㎏） | 所有者又は使用者 | 備　　　　考 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
| （備考）１　自動車検査証（車検証）に記載されている内容を記載すること。　　また、車検証の写しを添付すること。２　借用車の場合、賃貸契約書等の写し（原則として1年以上の使用権原のあるもの）を添付すること。なお、車検証の使用者欄に申請者名が記載されている場合は、借用車に該当しないものとして扱って差し支えない。３　「土砂等積載禁止車」の場合には、備考欄にその旨を記載すること（車検証の備考欄に、「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載されている車両については、ダンプ規制法に規定する「土砂等」に該当しない「汚泥」を収集運搬することは可能であるが、「鉱さい」、「がれき類」、「コンクリートくず」を収集運搬することはできない。なお、ガラスくず、陶磁器くず、廃石膏ボード等は個別の判断となるため、申請者から、直接、国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課に確認すること。）。４　変更届出の場合は、備考欄に「新規、廃止」の別を記入すること。５　船舶の場合には、「自動車登録番号又は車両番号」を「船舶番号」と読み替えること。 |

　（日本産業規格　Ａ４）